

福岡県公報

平成24年12月25日
第3457号

目次

告示(第2131号-第2148号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6

- (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 8

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 8
- 警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 10

正誤

- 監査結果の公表(平成24年11月監査公表第12号)中正誤 …………… 12
- 道路の供用の開始(平成24年12月福岡県告示第2052号)中正誤 …………… 12

告示

福岡県告示第2131号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑紫生151	山田小児科医院	筑紫野市二日市北2丁目1-3	24・11・20
田生177	みずき内科クリニック	田川市大字楠1700番338	24・12・1
宮生27	医療法人相生会宮田病院附属山桜クリニック	宮若市本城723番地	24・12・1
宰生歯43	メイプル歯科医院	大宰府市国分1丁目336-1	24・12・1
筑紫生歯70	フレンド歯科	筑紫野市塔原東2丁目4-5	24・11・16
う生歯17	ふかまち歯科クリニック	うきは市吉井町生葉字塚本1096-1	24・11・1
田川生歯122	ひまわりデンタルクリニック	田川郡川崎町大字田原596-2	24・11・1
直生歯79	川崎歯科口腔医院	直方市大字頓野3802番地の1	24・11・1
豊生歯50	豊前ゆめ歯科	豊前市大字堀立287-6	24・11・1
粕生薬151	そうごう薬局 新宮中央店	糟屋郡新宮町中央駅前1丁目4-12	24・12・1
粕生薬150	サンアイ調剤薬局 粕屋店	糟屋郡粕屋町大字長者原648番地2	24・11・1
福津生薬23	薬局白十字 福津店	福津市中央4丁目11-1	24・12・1
像生薬61	どんぐり薬局	宗像市くりえいと2丁目3-19	24・10・1
春生薬54	クローバー春日薬局	春日市須玖南4丁目31番地	24・11・1
筑紫生薬79	ハートフル薬局紫店	筑紫野市紫3丁目6番42号	24・10・1
う生薬32	しらかべ調剤薬局	うきは市吉井町1267-12	24・10・31

み生薬27	大江薬局	みやま市瀬高町大江1687-9	24・10・1
柳生薬48	平川薬局	柳川市三橋町高畑195-2	24・10・1
大生薬175	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776番2	24・11・1
宮生薬18	いそみつ薬局	宮若市磯光590番地6	24・12・1

福岡県告示第2132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
古生12	医療法人森田医院	古賀市中央3丁目3-1	24・9・30
筑紫生138	山田小児科医院	筑紫野市二日市北2丁目1-3	24・11・19
糸島地生85	医療法人親和会 のぞみクリニック	糸島市前原中央2丁目13-3 西原ビルパートI1階A号室	24・8・31
筑紫生歯67	フレンド歯科	筑紫野市塔原東2丁目4-5	24・11・15
田川生歯120	ひまわりデンタルクリニック	田川郡川崎町大字田原596-2	24・10・31
豊生歯48	豊前ゆめ歯科	豊前市大字堀立287-6	24・10・31
粕生薬106	タカラ薬局長者原	糟屋郡粕屋町大字長者原648-2	24・10・31

春生薬6	南福岡薬局須玖店	春日市須玖南1丁目136	24・10・31
朝生薬4	裕生堂薬局朝倉店	朝倉郡筑前町二192-1	24・10・31
う生薬20	しらかべ調剤薬局	うきは市吉井町1267-12	24・10・30
み生薬7	大江調剤薬局	みやま市瀬高町大江1687-9	24・9・30
柳生薬31	平川薬局	柳川市三橋町高畑195番地の2	24・9・30
大生薬166	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776番2	24・10・31

福岡県告示第2133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
行生薬53	ミドリ薬局行橋店	調剤薬局 マツモトキヨシ 行橋店	行橋市西宮市2丁目1-21	24・8・26

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生249	医療法人原外科医院	糟屋郡新宮町大字下府884-15	糟屋郡新宮町下府1丁目3番5号	17・11・19

春生106	みやい内科クリニック	春日市須玖南1丁目136	春日市須玖南4丁目30番地	24・11・5
粕生歯9	西村歯科医院	糟屋郡粕屋町大字仲原1543-7	糟屋郡粕屋町甲仲原3丁目6番1号	24・9・22
遠生歯73	守谷歯科医院	遠賀郡岡垣町大字野間250-5 G G P R O I F	遠賀郡岡垣町野間2丁目16-5	24・2・1
遠生歯76	あおぞら歯科	遠賀郡水巻町二東1丁目1234-2	遠賀郡水巻町二東1丁目4番21号	24・10・11
宮生訪5	みやわか訪問看護ステーション	宮若市本城1636	宮若市本城723	24・11・12

福岡県告示第2134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生マ14	吉田 量行（吉田治療院）	宗像市田久4丁目8-1	24・12・3
糸島地生マ7	鍋島 敏明（にこにこマッサージ伊都）	糸島市香カ76-23	24・11・1
糸島地生マ8	柳本 由利子（にこにこマッサージ伊都）	糸島市香カ76-23	24・11・1
糸島地生マ9	柳本 義美（にこにこマッサージ伊都）	糸島市香カ76-23	24・11・1
飯生柔59	道園 昂平（よねだ整骨院）	飯塚市柏の森72番地	24・11・20

飯生柔60	飯田 直祐 (よねだ整骨院)	飯塚市柏の森 72 番地	24・11・20
飯生柔61	原 裕樹 (よねだ整骨院)	飯塚市柏の森 72 番地	24・11・20
田生柔37	佐藤 友治 (とまと畑整骨院)	田川市栄町 17 - 13	24・10・1
小生柔16	田中 真道 (やまむら整骨院 三国)	小郡市津古 475 - 1	24・12・1
筑紫生柔60	本田 由記子 (クラブインクローバー整骨院)	筑紫野市湯町2丁目4-6 1 F	24・12・1
春生柔38	南 幸生 (スプリングデイズ整骨院)	春日市須玖南1丁目122	24・8・9
春生柔39	猿渡 優希 (ゆたか整骨院春日本院)	春日市須玖南1丁目27	24・11・1
像生柔54	大川 雄介 (堺整骨院宗像本院)	宗像市栄町 12 - 9	24・10・9
像生柔55	山倉 明弓 (整骨院 宗像エイム)	宗像市田久2丁目1-1 ゆめタウン宗像内	24・11・1
像生柔56	萩原 良浩 (整骨院 宗像エイム)	宗像市田久2丁目1-1 ゆめタウン宗像内	24・11・1
像生柔57	湯浅 太郎 (整骨院 宗像エイム)	宗像市田久2丁目1-1 ゆめタウン宗像内	24・11・1

福岡県告示第2135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生柔42	原 裕樹 (みのり鍼灸整骨院)	飯塚市東徳前6-18	24・11・20
田生柔17	道園 昂平 (よねだ鍼灸整骨院) (田川院)	田川市大字伊田 3601 - 1	24・11・17
小生柔11	鮎川 雄太 (やまむら整骨院 三国)	小郡市津古 475 - 1	24・11・30
像生柔43	富島 慶彦 (HBC整骨院 宗像)	宗像市田久2丁目1-1 ゆめタウン宗像内	24・10・31
像生柔49	谷中 祥太 (堺整骨院 宗像本院)	宗像市栄町 12 - 9	24・10・8
粕生柔73	奥田 麻衣 (安寿整骨院)	糟屋郡新宮町大字原上 1812 - 1	24・9・6

福岡県告示第2136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大野生柔26	中川宏樹 (大野城にこにこ整骨院)	中川宏樹 (くじらはりきゅう整骨院)	大野城市大字瓦田 4 - 11 - 31	24・11・1
像生柔42	溝上 友紀 (HBC整骨院 宗像)	溝上 友紀 (整骨院 宗像エイム)	宗像市田久2丁目1-1 ゆめタウン宗像内	24・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
小生柔14	荒巻 真介 (たなばた整骨院)	小郡市小坂井 159 - 10	小郡市大崎 1032 - 1	24・10・15

福岡県告示第2137号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月4日農林水産省告示第1381号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2138号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月4日農林水産省告示第1378号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2139号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年8月26日農林水産省告示第1269号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2140号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年8月14日農林水産省告示第1216号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2141号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年6月4日農林水産省告示第857号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2142号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和51年9月27日農林省告示第871号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2143号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和48年10月18日農林省告示第1921号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2144号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和45年11月24日農林省告示第1724号（2、3、5及び6に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2145号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年4月30日農林水産省告示第608号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2146号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年1月26日農林水産省告示第79号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2147号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年1月26日農林水産省告示第78号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2148号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年12月27日農林水産省告示第1874号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会**福岡県公安委員会告示第338号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成24年12月25日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成25年3月26日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成25年3月27日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員
各検定15名
- 4 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法
検定は、学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。
- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成25年3月11日（月）から同年3月13日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育

センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

福岡県公安委員会告示第339号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成24年12月25日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
平成25年3月28日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、審査終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
(2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員

- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成25年3月11日（月）から同年3月13日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受審申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受審申請手続場所

以下のうち、該当するいずれかの警察署

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式第1通）

(イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 旧合格証の写し

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし

(5) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(6) 申請方法

ア 審査を希望する者は、原則として審査希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて受審申請し、受検票の

交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受審申請手続期間（2日間）内に受審申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 審査に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
24・11・27	3449	監査 公表	12	17	○		3	追加	○ 公益財団法人	財団法人
24・12・11	3453	告示	2052	11		○	2及び 3		第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用 を平成24年12月11日から開始する。	第18条第1項の規定に基づき、次のように道路 の区域を変更する。